

令和2年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 令和3年1月27日（水）
午後5時00分～
場 所 市民会館36号

1 議事日程

- (1) 議事
 - ・職員団体登録事項の変更について
- (2) 報告事項
 - ・人事行政の運営等の状況の公表について
- (3) その他

2 出席者

- | | | |
|----------|------|-------|
| (1) 委員 | 委員長 | 佐藤 允 |
| | 委員 | 杉野 邦彦 |
| | 委員 | 斎藤 和宏 |
| (2) 事務職員 | 幹事 | 伊藤 直也 |
| | 事務職員 | 熊澤 和宏 |
| | 事務職員 | 茂木 勇太 |
| | 事務職員 | 前田 佑介 |

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

熊澤事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、右上に「資料1」とあります資料をご覧いただきたいと思います。

本件は、本年1月4日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これにつきまして、新役員の選出が民主的かつ公平に行われたものであり、地方公務員法第53条の趣旨に合致しているかを、ご審議いただくものであります。

資料には、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠

となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

資料1 ページの下段、下線部分になりますが、公平委員会の登録を受けた職員団体は、地方公務員法第53条第9項におきまして「その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」こととされております。

次に、資料の2 ページをご覧くださいと存じます。

中段の下線部分になりますが、職員団体の登録に関する条例第4条第1項におきまして、登録を受けた職員団体は、「その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」こととされており、同条第3項において「役員を選挙については法の規定に基づいて決定されたことなどを証明する書類を添付しなければならない。」こととされております。

また、下線はございませんが、同条第4項におきまして、記載事項の変更の届出に関しては、第3条の規定を準用するとされており、第3条では、届出があった場合、届出から30日以内に登録の可否を職員団体に通知しなければならないとされています。

3 ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、昨年12月10日に行われ、変更年月日は、組合の持ち回り決議で承認された昨年12月24日付けとなります。

次に、内容であります。執行委員長は、新任となり、副執行委員長は、1人が再任、1人が新任となっております。

書記長は、再任、書記次長は、新任となり、執行委員は、7人のうち3人が再任で、4人が新任となり、監査委員は、再任となっております。

次の4 ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が228人、投票者数が158人、投票率が69.3%となっております。

また、5 ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6 ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて質問等はございませんか。(なし)

それでは、事務局の説明のとおり、職員団体登録事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

それでは、事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「報告事項（１）人事行政の運営等の状況の公表について」を議題といたします。

事務局から報告願います。

熊澤事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられております。

昨年１２月に、令和元年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料２の２０ページをご覧ください。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第５条の規定により公平委員会は、業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求の状況、苦情相談に関する処理の状況の３項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容につきましては、市のホームページに掲載されております。

なお、令和元年度の公平委員会の業務の状況につきましては、記載のとおり、３項目とも該当がございませんでした。

このほか、公平委員会に関係があるものといたしまして、１２ページに、職員の分限及び懲戒処分の状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 報告を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。

杉野委員 資料２の１ページに記載のラスパイレス指数の状況について、江別市は全国市平均よりも低くなっていますが、北海道市平均との比較ではどうなるのでしょうか。

熊澤事務職員 北海道市平均については、事務局では把握しておりません。

杉野委員 資料２の１２ページに「※上記「心身の故障の場合」の１０人は実人数で、発令件数は１７件」との記載がありますが、どういうことでしょうか。

熊澤事務職員 心身の故障により休職後、同じ職員が再度、休職の処分を受ける場合があるため、実人数よりも発令件数が上回っている状況です。

委員長 他に質問等はございませんか。（２名の委員がなしと回答）

それでは、以上で本件を終結します。

次に、「３その他」について、何かございませんか。

熊澤事務職員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時13分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩